

1. 議事日程（第6日目）

（平成18年度安芸高田市決算審査特別委員会）

平成19年10月3日
午前10時00分 開議
於 第1委員会室

1、開 議

2、議 題

（1）認定第 1号 平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定について

3、散 会

2. 出席委員は次のとおりである。（19名）

委員	山 本 三 郎	委員	明 木 一 悦
委員	秋 田 雅 朝	委員	加 藤 英 伸
委員	川 角 一 郎	委員	塚 本 近
委員	赤 川 三 郎	委員	松 村 ユキミ
委員	熊 高 昌 三	委員	藤 井 昌 之
委員	青 原 敏 治	委員	金 行 哲 昭
委員	杉 原 洋	委員	入 本 和 男
委員	今 村 義 照	委員	玉 川 祐 光
委員	岡 田 正 信	委員	亀 岡 等
委員	渡 辺 義 則	議長	松 浦 利 貞

3. 欠席委員は次のとおりである。（なし）

4. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（24名）

市 長	児 玉 更太郎	副 市 長	増 元 正 信
副 市 長	藤 川 幸 典	総 務 企 画 部 長	新 川 文 雄
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	産業建設推進部長（地域経済推進）	清 水 盤
農 政 課 長	大 野 逸 夫	農政担当課長（農産物流通担当）	藤 本 宏 良
農政課担当課長（農林水産担当）	三 上 信 行	商工観光課長	久 保 慶 子
農政課主幹（農林水産グループGL）	小早川 洋	農 政 課 主 査	佐々木 好 昭
農政課主査（企画調整グループ経営管理担当主査）	猪 掛 公 詩	農政課主査（営農支援グループGL）	中 野 浩 明
農 政 課 主 査	佐々木 靖	農政課主査（国土調査グループGL）	吉 原 典 之
商工観光課主査（商工観光グループGL）	兼 村 恵	農業委員会事務局長	藤 井 静 雄
農業委員会事務局主査（農地グループGL）	高 安 絹 枝	向 原 支 所 長	田 口 茂 利
八千代支所長	榎 原 秀 克	美 土 里 支 所 長	清 水 勝
高 宮 支 所 長	近 藤 一 郎	甲田支所長兼地域振興課長	垣 野 内 壮

5. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

議 会 事 務 局 長	増 本 義 宣	議 会 事 務 局 次 長	光 下 正 則
議 会 事 務 局 主 査	児 玉 竹 丸	主 任	倉 田 英 治

~~~~~○~~~~~

午前10時00分 開議

○山本委員長 皆さん、改めておはようございます。

ただいまの出席委員は19名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の決算審査特別委員会を開議いたします。

本日の審査日程は、お手元に配付のとおり、認定第1号、平成18年度安芸高田市一般会計決算の認定についてのうち、地域経済推進部及び農業委員会の部分について審査いたします。

審査に先立ちまして、市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

児玉市長。

○児玉市長 おはようございます。

決算審査委員会に先立って、この場をおかりいたしまして、私の方から、第2庁舎並びにクリスタルアージョの竣工記念式について、ご案内をさせていただきたいと思っております。

おかげをもちまして、残されておりました第1庁舎の改修工事や外構、周辺の市道の拡張工事、駐車場の整備等も順調に進んでおまして、竣工式までにはでき上がるというように計画を立てております。

今までもお話をしておりますように、予定どおり竣工の記念式典を11月3日、午前9時半から開催をさせていただきたいと思っております。式の概要については、特別委員会へも報告させていただいておりますが、式典自体はできるだけ質素に、外部のお客さんも本当に関係のある人だけということで、市内の市民の皆さんが今までいろいろ合併にかかわりを持っていただきました皆さん、また合併前の市会議員の皆さん等、いろいろご努力をいただいた皆さんを中心に、市民の皆さんと喜びを分かち合いたいということで、できるだけ質素にやっていきたいと考えております。ご案内を差し上げますが、議員の皆さんにもぜひともご出席を賜りますようお願いを申し上げます。

具体的には、正式な案内状は、今週末もしくは来週の初めにそれぞれ関係者へお配りをしていきたいと思っております。外部の方も、知事さんと県会議長さん、県の方でいろいろお世話になった、これだけのご案内を今差し上げておるところでございます。国会議員さんも、選挙区の関係だけ、お二人だけのご案内するということで、できるだけ質素にやっていきたい。そうはいいながら、関係のそれぞれ市民の皆さんがおられますので、総勢では360人ぐらいにご案内を差し上げることになるのではなかろうかと思っております。

いろいろ特別委員会等を開いていただきまして、議員の皆さんには本当に長い間ご協力をいただき、ご努力をいただいたわけでございますが、ようやく竣工式の運びができましたので、ご報告をさせていただきたいと思っております。

○山本委員長 以上で市長の報告を終了します。

本日の審査の所管は、産業建設部となりますが、審査については地域経済推進部で説明及び答弁を受けていただきますので、ここで産業建設部長からのあいさつを受け、退席をいただきます。

金岡産業建設部長。

○金岡産業建設部長 10月1日の機構改革に伴いまして、産業建設部長を拝命いたしました金岡でございます。地域経済推進部長の清水部長と今後連携を一層深めながら、事業推進を図ってまいりたいと思いますので、どうぞご指導のほどをよろしくお願いたします。失礼します。

○山本委員長 ここで暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

それではまず、地域経済推進部の所管する部分の決算について、概要説明を求めます。

清水地域経済推進部長。

○清水地域経済推進部長 おはようございます。

先ほど金岡部長の方からごあいさつがございましたように、10月1日の機構改革に伴いまして、旧産業振興部が建設部と一緒にになりまして、産業建設部ということになりました。その中に、旧産業振興部が地域経済推進部という形で設置をされました。その推進部長を拝命しました清水でございます。引き続きよろしくお願い申し上げます。

この地域経済推進部の中には、2課がございまして、農政課と商工観光課でございます。これまでの農林水産課と地域営農課が農政課ということで、農業のハード部門、ソフト部門の全般をこの農政課の方で担当をしております。

○山本委員長 部長、着席して説明してください。

○清水地域経済推進部長 それでは失礼します。2課で事業の推進に取り組んでまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、平成18年度の旧産業振興部でございます地域営農課、農林水産課、商工観光課並びに農業委員会が所管をし、実施をいたしました平成18年度の事務事業につきましてご説明を申し上げます。

最初に、全体の概要につきましてご説明申し上げます。

総額で申し上げますと、平成17年度に対しまして、決算額で申し上げますと13.9%の増ということで、19億6,083万8,000円でございます。増加の主な要因は、平成17年度から繰り越しをして18年度で実施をいたしました経営構造対策事業でございます農畜産物処理加工施設の整備事業費の約5億3,000万円が主な要因でございます。

地域営農課におきましては、ご承知のように、今年度から国における農政の大きな転換であります経営所得安定対策がスタートをいたしました

た。そういった動きの中で、この19年度からの国の政策に対応するため、これまでの担い手の育成とあわせまして、小規模農家の効率経営への誘導を行うための集落営農の推進に、関係機関でございますJAさんと連携をしながら、重点事業として取り組みを始めてまいりました。

先ほども申し上げましたように、経営構造対策事業を平成17年度から着手し、平成18年度事業完了をいたしまして、10月から操業の開始を見ておるところです。現在、事業目標の平成22年度を目標としまして、事業の推進に引き続き取り組んでおるところでございます。

農林水産課におきましては、農林業の基盤でございます圃場整備、農道、林道、ため池などの農林業施設の整備を、県営事業あるいは団体営事業によりまして整備を実施いたしました。また、ご承知のように、平成18年9月には、台風13号というこれまでにない局地的な豪雨によりまして、大きな被災を受けました。この災害復旧事業として、農林関係全体で117件の国の採択を受けまして、平成19年度末事業完了を目指して、現在取り組んでおるところでございます。なお、事業の進捗状況でございますが、約8割の完了を見ておるところでございます。

次に、商工観光課におきましては、6町商工会の合併、前年度でございまして、それぞれ基本補助と事業補助をこれまでどおり実施をしております。その中で、商工会等共同事業で取り組みを始めました産業活動支援センターが実質稼働を始めた一年でございました。市内企業や事業者などを中心として、人材育成を柱とした事業に取り組んだところがございます。また、観光面におきましては、観光事業者の集いを立ち上げまして、市内観光組織づくりに向けて協議を開始をいたしまして、今年度中には一定の方向性を出すということで、現在協議を進めていただいております。

農業委員会におきましては、農地法の許可等、農地の利用権設定の推進事業に取り組んでいただいております。

それでは、個々の主要事業につきまして、担当課長並びに局長の方から、歳入につきましては決算書、歳出につきましては主要施策に関する説明書によりまして、それぞれご説明を申し上げますので、どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 続いて、関係課長からの順次要点の説明を求めます。

大野農政課長。

○大野農政課長 農政課長でございます。まず、歳入につきましてご説明を申し上げます。

旧地域営農課が進めてまいりました事務事業の決算につきましてご説明を申し上げます。歳入歳出決算書39ページ、40ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、40ページに備考欄に明細を載せております。まず、制度資金利子補給費補助金363万8,890円、認定農業者等への利子補給の関係でございます。中山間

地域直接支払事業費補助金2億2,892万5,935円、畜産振興事業費補助金2,003万3,000円。これは向原農園の育雛鶏舎の繰り越し分でございます。1つ飛びまして、担い手育成支援事業費補助金17万3,000円、担い手育成支援協議会等への補助金でございます。3つ飛びまして、数量調整円滑化推進事業費補助金391万4,000円、米の生産調整の関係でございます。次のページ、41ページ、42ページをお願いいたします。42ページの一番上に、被害農作物等緊急事業費補助金75万2,000円。これは水耕ネギの関係で、18年の被害を受けたときの補助金75万2,000円でございます。以上が農林水産業費の県補助金でございます。

次に、58ページをお願いいたします。諸収入の中の雑入でございます。上から9番目に、地域営農課関係雑入494万6,359円。これは市民農園の利用料や農業技術指導員等、JAの負担分がここの中に計上をいたしております。決算をいたしました。

それから、60ページを続いてお願いいたします。21款市債、1項市債の4目農林水産業債。備考欄に説明をつけておりますが、上から4番目に、畜産環境整備事業400万。これはマニュアルスプレッダーの購入に対しての市債でございます。

以上が歳入の主たるものでございます。

歳出のご説明を申し上げます。主要施策の成果に関する説明書の124ページをお願いいたします。

まず、1番としまして、中山間地域等直接支払事業、総括と成果及び今後の課題につきまして簡潔にご説明を申し上げ、実施内容につきましてはポイントのみをご説明を申し上げます。

中山間地域の直接支払事業は、2期対策の2年目を18年迎えました。協定を締結しました集落、また個別協定に対して直接支払交付金を交付したものでございます。決算額3億739万7,385円でございます。2期対策は、1期対策と同じように、草刈りをして荒廃を防ぐという最低限の農業生産活動を行う場合は、8割単価で1万6,800円の交付となっております。また、より積極的な地域づくりを考えていただく地域に対しては、体制整備単価としまして、10割単価の1期対策と同じ2万1,000円の交付をしております。この2つに分けられます。昨年は、新規の協定取り組み地区数が6地区増加をし、また10割単価の2万1,000円を受ける体制整備単価の取り組みが3地区増加をいたしました。協定面積は2,254ヘクタールとなっておりまして、市内の協定対象可能面積の81.4%を占めております。体制整備単価の協定数は72協定で、全体の35.8%となっております。これから、これをさらに8割単価が残り65%あるということから、体制整備単価へ向けて移行を進めていき、集落営農の確立に向けた支援をしていきたいと考えております。

2番目に、水田農業構造改革対策事業でございます。これは米の生産調整の関係です。平成22年から農業者と農業者団体とで主体的に需要調整の取り組みを進めていくことに対する支援を行いました。また、事務

の方は、水田農業推進協議会が中心となって、産地づくり交付金や集荷円滑化対策への加入の促進を図ったところでございます。18年は、水田農業推進協議会の会長は児玉市長でしたけれども、19年は新たにJAの組合長さんが会長になられて、将来を見据えて、需要と供給のバランスを調整をする農業者とJAとが主体的な取り組みをしていただくための支援をしたところでございます。決算額は、125ページにありますように177万377円決算をいたしました。

成果及び今後の課題ですけれども、18年は作付目標面積2,360ヘクタールに対し実績2,356ヘクタールで、目標の達成をいたしました。また、売れる米づくりを推進をしてまいりました。アグリフーズへの米の供給も始まりまして、全体的には日本の人口が減って、米の生産を抑える中で、安芸高田市に対しては、国全体では26万トンの減で、広島県全体では550トンの減でしたが、2,960キロの増の配分を受けました。なお、今年度の生産数量の配分につきましては、17年に比べて820トンの増加の配分を受けております。袋数にしますと、2万7,000袋の多い配分を受けました。アグリフーズへの供給が始まったことが、この成果のあらわれであると考えております。

米の生産調整につきましては、引き続きモチ米、こだわり米、種子、酒米など、売れる米づくりを推進をし、販売先、確保米の拡大を図ってまいりたいと考えております。生産調整につきましては、農業者とJAとが主体的な取り組みを行うよう、思い切ってJAの方に、また円滑な移行を図っていきたいと考えております。

3番目に、営農支援事業でございます。これは集落ごとに農業推進班長を設置をして、農業関係の書類の配布や米の生産調整等、あるいは現地確認等をしていただきました。認定農業者等の担い手農家や集落営農組織への農業機械あるいは乾燥庫等の施設建設費の助成を行いました。また、集落での営農の仕組みづくりに向けて、リーダーの養成や話し合い活動の推進を行いました。決算額は3,197万9,899円でございます。

126ページをお願いいたします。この事業の成果と今後の課題でございます。農業推進班長さんにつきましては、農協の協力員さんと連携をして、農業施策の推進に重要な役割を今まで果たしてきていただいております。しかし22年から、先ほど申しましたように、生産調整の事務が農業者とJAの方に移行することを踏まえて、この農業推進班長の設置については、それらを見越して検討していかなければならないと考えております。

さらに、集落営農の推進につきましては、安芸高田市農業振興協議会で協議をして推進地区を定めて、地域進出を図ってきたところでございます。集落営農の高度化に向けて協議をしている地区が10地区、集落数にすると46の集落が関係をしております。引き続きJAや県と連携を保ちながら、営農仕組みづくりを支援をしていく計画でございます。

合併後、実施をしてきました営農支援事業につきましては、認定農業

者等個別農業者が38戸、集落営農組織が25集団、補助対象となった機械、施設は合計115件になっております。その結果、意欲を持って農業を営む農業者が、表にありますように3戸から8戸に、5戸増加するなど、10ヘクタール以上の経営をされる大規模農家の拡大が進んでまいりました。

安芸高田市内におきます18年度末の3ヘクタール以上の農業者は95戸あります。経営面積は747ヘクタールとなっております。市内の水田面積の約2割をこの大型農家が占めていただいております。認定農業者等個別の農業経営者は育っていますけれども、その反面、町を越えて農地を耕作をされておると。借り入れ農地が分散をしておるという状況や、面積が広がったことによって、水路や畦畔の管理が難しくなってきたりしております。認定農業者、担い手だけでは解決できない新たな課題も生まれてきております。これからは、認定農業者、担い手農家と兼業農家、小規模農家等が連携をして、地域内の農地の維持管理の方法、農業振興を進める取り組みを支援していきたいと考えております。

生産調整の団地化加算等の要件が難しくなってきたりしております。地域営農集団は転作作物の価格の低迷あるいはオペレーターが高度化をしてきて、次第に活動が低下をしてきている地域営農集団もございますが、逆に機械の共同利用を進めることによってコストを下げたり、作業の受委託を進めることによって耕作放棄地の発生防止をするなど、地域農業に大きな役割を果たしていただいている営農集団もございます。

これからは、集落全体を対象として、地域営農集団が農地の再配分を行って土地の利用調整をし、少数のオペレーターグループが他の地域と連携をとりながら、担い手と一緒に機械作業を行うなど、担い手の農地の集団化をしてコストを下げ、機能の再編を進めていきたいと考えておりますし、地域内の担い手が不在のところや、逆に個別の担い手が存在する場合など、地域地域の実情に応じた取り組みを支援していきたいと考えております。

4番目としまして、循環型農業推進事業です。この事業は、市内の堆肥センターで生産されました堆肥をこだわり米を初めとする有機農作物の生産を推進をして、市内の資源を循環する仕組みづくりを確立するための事業でございます。資源循環型農業推進実践事業補助金を交付をして、堆肥の利用促進を図りました。193万1,628円決算をいたしました。

成果及び今後の課題でございます。市内に3つの堆肥センターがございます。加えて、全農の高宮実験牧場、新たな個別の登録をされた畜産農家が堆肥の販売をされております。農協を通してチラシを配布をして、申し込みを取りまとめをし、補助制度につきましても協議会の中で協議をしていただき、17年の80件から18年は183件に、補助金も76万3,000円から162万6,000円に増加をしたところでございます。当然、堆肥の数量も1,530トンから2,151トンへと増加をしました。

課題としまして、個々での申し込みが少量のものが多くて、運搬、散布にかかる手間、あるいは補助金の交付事務の面で非常に非効率な面があります。これからは集落で全体的な取り組みとなるように、一括申請を推進して、堆肥の利用促進を図ってまいりたいと思います。

さらに、昨年は県の堆肥の共励会で、美土里の堆肥センターが最優秀賞を獲得をしました。品質面でも高い評価を受けております。こういった強みを生かして、市内に広く堆肥を販売し、働きかけをして、できれば市内の農地に市内からの堆肥がすべてまかれる、そういう状況が出るよう、PR、促進を図ってまいりたいと考えております。

5の農業生産振興事業です。ここは、農業生産の振興のために、認定農業者等の農業振興関係資金の利子補給、償還助成を行いました。担い手等の負担軽減を図ってきたところでございます。また、農地の流動化を推進して、荒廃地や遊休農地の解消を図りました。1,115万5,434円決算額でございます。

128ページをお願いいたします。成果及び今後の課題です。担い手育成のために、利子補給、償還助成は引き続き行ってまいります。18年度におきます利用率は21.5%となっております。

生産者団体助成につきましては、事業内容に応じた助成制度を行い、活動が活性化するように支援を努めてまいりたいと考えておりますし、野菜につきましては、施設面積がふえてきて、JA広島北部の関係の野菜等の販売額も14億1,986万3,000円と、17年に比べて104.2%の伸びとなっております。特にブロッコリーの栽培面積が18年度で9.1ヘクタール、販売額は1,640万6,000円となっております。引き続き作付の拡大をJA、生産者と連携をして進めてまいりたいと考えております。

水耕ネギにつきましては、クリーンカルチャーファームにおいて、環境計測器を導入いたしました。これはハウス内の温度やガスの濃度、養液の温度あるいは日射量等を複合的に計測をする器械でございます。この器械の導入をすることによって、病気の発生予測や収穫予測による基礎資料づくりにこの器械を役立てました。新規就農者がこの器械を使って、早く経営安定につながるよう、器械の導入を図ったところでございます。

129ページをお願いいたします。6として、生産条件整備事業でございます。ここは施設野菜への補助制度でございます。50平米のハウスあるいは100平米のハウスに対する補助制度でございます。単市での補助制度を導入をして、生産条件の整備の支援を行いました。585万円決算をしたものです。

130ページをお願いいたします。成果及び今後の課題ですが、日本の人口が減少に転じて、米の価格が少しずつ下がっていく中、米からの脱却をして、水稻以外の作物に転換をしていただきたいということで、このハウスの助成は、野菜生産に重要な役割を果たしていると考えております。パイプハウスの面積は、18年度において3,435平米増加をして

きております。引き続き軟弱野菜を中心とした周年生産ができて、産直市へも冬に野菜が出荷をされる、そういった形を整えていきたいと思っておりますし、高齢になられて、ハウス野菜をやめられた方のハウスの有効活用についても検討していきたいと考えております。

また、懸案の安芸高田アグリフーズへの野菜供給体制確立のためにも、ジャガイモやタマネギを中心とした土地利用型野菜の生産条件整備も進めてまいります。

7番目としまして、農業技術指導員設置事業でございます。広島県も機構改革を行いまして、普及員と呼んでいた農業技術指導員の体制が縮小されて、またJAさんも営農指導員の配置の見直し等で、技術を持った指導員が少なくなられた中で、専門的な技術指導がぜひ必要と考えて、JA広島北部と共同で農業技術指導員の設置をしてきたところでございます。農業技術の向上を図ってまいりました。決算額229万6,400円でございます。

131ページ、この成果と課題でございます。就農塾の開設を18年実施をしました。また、安芸高田アグリフーズへの野菜の生産指導、技術を要する生産に対して、農業技術指導員の方の力をかりてきたところでございます。就農塾につきましては、野菜づくりの基礎的知識を講座を9回、42名の方に受講をしていただきました。実践講座も新たなメニューに加えて、新規就農者の確保を図ってまいりたいと考えております。

8としまして、農林業振興公社の運営事業です。農林業振興公社運営事業2,746万円、農作業の受委託の調整事務と農地保有合理化事業の実施を行うために、農林業振興公社へ補助金の交付をいたしました。

この成果と課題でございます。農林業振興公社につきましては、17年度から事務局を向原町から吉田町に移転をして、連携をとりながら事業を進めてきたところでございます。農地保有合理化事業を中心に、吉田町のアグリ事業、さらには市民農園の管理などを行ってまいりました。農地保有合理化事業が独自事業でございます。今後、将来の公社の方向性につきましては、関係機関と連携をとりながら、現在、理事会で検討していただいているところでございます。

9番目としまして、農業振興施設管理運営事業。市内の農業関係の施設の管理運営委託を行ってまいりました。決算額は、132ページにありますように2,294万6,452円でございます。この市内の施設の維持管理につきまして、133ページに成果と今後の課題を載せておりますが、施設の管理につきましては、指定管理制度のもとで、収益の見込まれる施設とそうでないものとを合理的な管理を行うとともに、年々施設が古くなってきております。その修繕も必要となってきておまして、年次計画を立てて、計画的な補修を行う必要があると考えております。とりわけより多くの方に利用促進を図って、設置目的に応じた活用ができるよう、環境整備を進めてまいりたいと。

以下、施設ごとの成果と課題を載せております。ご一読をお願いをい

たします。

134ページをお願いをいたします。10番目としまして、農地保全対策事業です。ここはイノシシやシカ等の有害鳥獣被害から農作物を守ると同時に、農地の保全を図るために、防護柵等の設置補助を行いました。決算額1,415万8,000円です。

成果及び課題ですが、18年まで2戸以上の共同設置を補助対象としてまいりました。しかし、効果が薄いということで、市としてはできるだけ集落単位で広範囲に囲んでいただいて、事業効果を上げてもらう取り組みを進めてきたところでございます。申請件数は、17年度は39件でございましたけれども、18年度は45件、また集落での取り組みの割合も57.8%から補助金ベースで94.9%増加をしてまいりました。引き続き地域内での共同取り組みへの誘導を図ってまいりたいと考えております。

この有害鳥獣対策につきましては、せっかく作付をした農作物が一夜のうちに荒らされるということで、農業者からの要望も多く、中山間地域の直接支払事業と他の事業と抱き合わせをして取り組んでいただいている地域も多く、効果を上げております。引き続き集落での取り組みを進めてまいりたいと考えております。

11番目としまして、畜産振興事業でございます。鳥インフルエンザやBSE等、家畜を伝染病から守るとともに、それに加えて、生産性向上を図るため、各種畜産関係補助事業を実施をしてまいりました。また、堆肥の野積み等、畜産公害のない安定した畜産経営のために、県やJA、関係機関と連携を図って指導してきたところでございます。

136ページをお願いをいたします。成果及び課題でございます。家畜防疫につきましては、家畜保健衛生所等とも連携をとりながら、引き続き健全な家畜経営の確立に努めてまいりたいと考えますし、畜産施設の関連につきましては、協定を結んでおります環境保全協議会等、あるいは全農の高宮実験牧場あるいはトリヨウといったところとの協定に基づいて、水質検査を行ってきたところでございます。

また、子牛の価格は高騰してきておりまして、しかしながら、なかなか和牛の繁殖農家がふえてこない実態があります。これからは飼養規模の拡大や企業的経営を取り入れて、産地の維持を図ってまいりたいと考えております。

また、酪農につきましては、現在、飼料が上がってきておりまして、大半はアメリカからの輸入に頼っております。配合飼料が1トン当たり1万1,500円高騰しまして、これは19年現在の話でございます。だんだん17、18とえさが上がってきております。加えて、運搬をしてくる船の燃料高が、2つ酪農家にしわ寄せが来ておりまして、麦や大豆からその畑をトウモロコシに転換をするということで、さらにトウモロコシを自動車連盟と畜産農家とがとり合いをするということで、麦もなくなる、大豆もなくなる、トウモロコシもないということで、非常に厳しい状況が起きております。乳価も、1キロ当たり1980年は100円でしたけれども、

現在80円ぐらいになってきておりまして、非常に酪農家は厳しい状況にあります。

そこで、市としては、価格が比較的安定をしておる和牛の繁殖と酪農とを取り入れて、複合経営を推進をしてきております。酪農家に和牛の繁殖を取り入れていただいて、経営の安定を図っていききたいというふうに考えておりまして、事業の推進を図っているところでございます。これ、和牛の増頭とともに、酪農家の所得の向上を推進をしていききたいと。18年度で4戸の方がこの取り組みに参加をしていただいており、引き続きこの事業は進めてまいりたいと考えているところです。国や県の補助事業をうまく組み合わせて、より有効な事業体系をつくって、飼料稲などの耕畜連携や水田放牧の取り組みを引き続き推進をしてまいりたいと考えております。

12番は、畜産振興施設管理運営事業でございます。これは、市内の3つの堆肥センターの管理運営事業を行いました。堆肥を活用して、資源循環型農業のシステムの確立のために支援を行ったものでございます。1,234万46円決算をいたしました。

137ページに、成果及び今後の課題を載せております。市内にあります3つの堆肥センターの円滑な運営を図るために、堆肥センターの関係者に寄っていただいた連絡協議会を開催して、情報交換を行いましたし、散布時期が春と秋に集中をするということで、堆肥をストックする場所が不足しているという課題も起きております。また、ある施設は、かなり古くから稼働しておりまして、老朽化が進んで修繕も起きているという状況です。計画的な修繕をしていききたいと考えております。利用につきましては、市の補助事業の活用と資源循環型農業の仕組みづくりを積極的にPRをしていき、市内の圃場にすべて市内の堆肥が散布される、そういう取り組みをこれからも力を入れてまいりたいと考えております。

以上で、旧地域営農課が進めてまいりました事務事業の決算につきまして簡単にご説明を申し上げました。よろしくお願ひいたします。

○山本委員長

続いて、藤本農産物流通担当課長。

○藤本農政担当課長

まず最初に、決算書に基づきまして、歳入の方ですが、39ページ、40ページでございます。

ここに、4目農林水産業費県補助金がございます、その中の5億3,865万4,000円が歳入でございます。

続きまして、歳出に関係しますと、主要施策の成果に関する説明書でご説明をさせていただきます。128ページをお開きください。

128ページは、アグリフーズへの利子補給ということで、84万7,992円の決算額でございます。

続きまして、右側の129ページでございますが、生産条件整備事業の中で、経営構造対策といたしまして、農産物の安定供給と産地づくりということで、バレイシヨの掘取り機、そして種芋の植付け機、種芋プランターでございますが、JAが事業主体となりましての補助事業をさせ

ていただきました。これは補助金75万円を支出させていただいております。

続きまして、137ページをお開きください。中ほどからで経営構造対策事業、地域営農課の関係でございますが、アグリフーズの本体の建設事業にかかわった事業で繰り越しをいたしまして、18年度完成したものです。その決算額は5億3,876万971円でございます。建設事業にかかったものが、その事業の説明の中にございますように、設計から建設、炊飯、惣菜、移動台車類、そして生ごみ処理機、次のページ、138ページにわたりまして、検査機器類、そして家具、什器、机などです。それと、それに伴います事務費が17万6,971円ということで、決算額は5億3,876万971円ということでございます。

この工事が10月に本格稼働を始め、地域内農産物の安定供給が重要な課題となっているために、広島北部農協と関係を密にしながら、今後、作物の生産振興を進めるように今、検討しておるところです。

ちなみに下の表は、昨年中の実績です。以上でございます。

○山本委員長

続いて、三上農林水産担当課長。

○三上農政課担当課長

10月1日から農林水産担当課長になりました三上でございます。よろしくお願いたします。

旧農林水産課関係の18年度の部分について説明をさせていただきます。最初に、歳入歳出決算書の方の歳入につきまして説明をさせていただきます。19ページ、20ページをお開きをいただきたいと思ひます。

こちらの方で、下半分の方にございます。12の分担金及び負担金の1の分担金、1の農林水産業費分担金と災害復旧費分担金の関係でございます。こちらのものすべてでございますが、節として農業費分担金、林業費分担金、農地災害復旧費分担金がございます。この中の基盤整備事業、これが川根地区の関係、それから単県の事業の関係、法恩地井才田の圃場整備の関係の分担金、それからその下の部分の県営ため池が3件分の分担金関係でございます。それから、その下が林業費の分担金では治山事業、小規模の崩壊地復旧等の治山事業の分担金の関係でございます。その下につきましては、農地災害復旧事業費分担金、これは18年度は1件のみといたしまして、19年度へ明許繰越でさせていただいております。施設の関係はすべてを繰り越しをさせていただき、農地についても繰り越しをさせていただいております。それから、その上の部分の基盤整備の関係も一部事業繰り越しをさせていただいております。川根分でございます。収入未済分の額のところの説明をさせていただいております。

続きまして、35、36ページの方をごらんをいただきたいと思ひます。こちらの備考欄にございます。15の県支出金、県補助金の関係で、総務費県補助金の欄で、上から2段目、地籍調査事業費補助金が2,394万1,500円ほど入ってきております。

次に、39ページ、40ページをお開きをいただきたいと思ひます。上の

方からでございますが、同じく県の支出金、県補助金の関係でございますが、4の農林水産業費の県補助金でございます。先ほど地域営農課の方から説明がありました分を除きまして、6番目、小規模農業基盤整備事業費補助金、これは単県の事業の舗装とかため池、水路関係の補助金の方でございます。それから、圃場整備の推進特別事業費の補助金、それから団体営の基盤整備促進事業費補助金でございます。それから、2つ飛びまして、資源保全実態調査補助金、資源保全の推進検証事業補助金、それからその下の土地改良施設維持管理計画補助金でございます。この中で、一部収入未済となっております部分については、繰越明許分でございます。一番上にあります川根の関係で、基盤整備事業の繰越明許として19へ繰り越しをさせていただいております。

それから、41、42ページをお開きをいただきたいと思います。上の方の欄でございますが、中ほどの節のところの林業費補助金でございますが、この備考欄にありますものすべてが農林水産課関係でございますけれども、林道整備費補助金、ここは林道と作業道の関係の補助金が入ってきております。それから、治山事業費補助金が小規模崩壊地復旧事業の補助金でございます。その下が森林整備活動費の支援交付金の関係の補助金、それから森林活性化資金利子補給補助金、それからその下の造林事業費補助金、こちらは分収造林と流域公益保全林の関係の補助金でございます。それから、その下の災害復旧費県補助金でございますが、農林水産施設災害復旧費補助金。備考欄を見ていただきますと、農業施設の災害復旧費補助金と農地の災害復旧費の補助金で、収入未済となっておりますものについては、19へ繰り越しをさせてもらった部分でございます。この中に、農業用の施設と農地と林道ですか、林道の関係の繰越額が収入未済として上げております。

それから、57、58ページをごらんをいただきたいと思います。ここで上の段から、8番目に農林水産課関係の雑入を入れさせていただいております。20の諸収入で4の雑入で農林水産課の雑入でございますが、この主なものにつきましては、圃場整備で団体営の圃場整備を行ってまいりました法恩地工区の換地精算金が45万余り、それから担い手育成事業の助成金ということで、3件分43万9,000円ほかでございます。

それから、59、60ページをごらんをいただきたいと思います。下の欄でございますが、21の市債、4の農林水産業債で農業債と林業債の関係でございます。こちらの方で、地域営農課の関係を除きまして、上の段から、県営事業の関係の起債、それから単県事業の関係の起債、中山間地域、高地長屋での事業を行ってまいりました関係などの起債部分の記入がしてあります。それから、その下に林業債の関係がございまして、林道整備事業、これが天王山の関係でございます。

次のページへ移っていただきまして、61、62ページでございます。上の段の、一番上の数字が林道の関係でございまして、その下が公有林整備、分収造林や流域公益保全林の関係、それから治山事業は小規模崩壊

地復旧の関係の起債部分でございます。こちらで一部収入未済となっておりますものは、一部繰り越しとなっております部分であります。

それから、支出につきましては、18年度の主要施策の成果に関する説明書の方をごらんをいただきたいと思います。109ページをお開きください。

109ページ一番上の1でございますが、地籍調査事業でございます。18年度での決算額は3,681万6,512円でございます。主に高宮町での地籍調査を実施をさせていただいております。旧町での地籍調査の実態を、成果と今後の課題ということで記載をしております。基本的にはほぼ100%済んでおりますのが八千代町と向原町で、耕地部分は済んでおりますが、それ以外の地区につきましては山林部が部分残っております。現在、実施をされていた高宮町において継続をさせていただいておりますが、この課題の中にも書いておりますように、年々高齢化が進んできて、境は知っているが、山へ上がれないとか、知っておられた方が亡くなられたということで、一筆調査とか境界の確認が年々困難になってきております。それで、いろいろその方法等について検討をさせていただいております。細かな数字についてはごらんをいただきたいと思います。

それから、農村整備の総務管理費の事業でございます。こちらの方で県営事業、それから土地改良区への償還助成や運営助成、また昨年9月の災害により農地や施設に多大な被害を受けている関係での補助金関係の事業を行っております。

次の110ページをはぐっていただきますと、決算額については2億1,468万7,049円でございます。それぞれに主な事業について、事業の概要説明をさせていただいております。特に、こちらの県営事業の中では、議員の皆様ご存じのとおりご協力いただいておりますが、特に中馬農道ではトンネルを継続して掘っていただいておりますし、川根の農道につきましては、一部が利用できるように舗装をしてもらって、今、国有林部分等に工事が入っております。目標年次に向けて開通ができるように努力をいただいております。

それから、一番下の欄でございますが、農業施設等補助事業や農業土木小災害復旧事業の関係でございますが、今年度、多大な被害があったということで、特に支出の多い方が下の方の農業土木小災害復旧事業費の補助金関係でございます。2,800万余りの支出をさせていただいております。集落型での取り組みをさせていただいて、地域の土砂等の取り除きなどにご協力をいただきました。

成果と今後の課題ですが、継続的にこういった形のものについて行わなければならないと思いますが、この補助制度について、19年度で少し見直しをさせていただきました。それから、土地改良区への関係でございますが、19年度において、会計システムと土地改良関係の貸付金システムの統合を図ることにいたしております。20年度からはそれを活用

した運営でいきたいと考えております。

それから、次の111ページに、県営の農道や圃場整備関係のため池などの関係の状況を記載しております。1つつけ加えさせていただきますと、小原地区で県営をやっておりますが、今度19年度で小原2期ということで、ここへ1つ入っておりますが、まだ18年度のものでございますので、記載をしておりません。19年度から追加で面積を拡大をし、区画整理面積が全体で約60町になるのではないかと考えております。

続きまして、3番の農道維持管理事業の関係ですが、市の方で補助をさせていただいたりして、農道の管理をいただいております。決算額につきましては240万7,681円でございます。

112ページをごらんをいただきたいと思います。地域の方で補修をしていただきますが、それに対して一部を負担をさせていただくということになります。今度、産業建設部ということになりますが、市道の見直しもしたいということで、旧管理課の方での話がございまして、農道、林道から一部見直しをし、今後また維持管理の継続をしていくこととなります。

それから、4番の水利施設等の維持管理事業でございます。この中では、簸川かん排等の施設につきまして支出をさせていただいております。決算額については602万1,990円でございます。それぞれ管理の施設につきましては、維持修繕、機能保全をしていかなければなりません。この中で一番大きなものと申しますのは簸川かん排施設です。これは受益も大きく、施設も大きいです。これの機能維持について、どういった形で検討していくかと。突発的に破裂したりとか、管も大きいので、八千代の方での地域の改良区の方で管理をいただいております。

5番の公園等の維持管理事業でございます。市内の公園につきまして維持管理を行っております。決算額については162万1,703円でございます。こちらの中で、管理委託や土地の一部借地をいたしております部分の支払いをさせていただいております。それぞれの公園の設置年度や目的などを記載しておりますが、今後、維持管理をしなくては、こういったものは利用ができなくなりますので、そのことやその費用についての検討を整理する必要があるかと考えております。

それから、次のページ、113ページでございます。6の中山間地域総合整備事業。平成15年度から甲田町の高地長屋地区での事業を行っております。一部、営農飲雑用水の関係は水道課、旧の名前で書いておりますので、水道課の関係の所管がございまして、そちら以外のものについて、集落道、それから防火水槽や防犯灯、それから公園、それから鳥獣の侵入防止柵などの整備を行っております。18年度で終了をさせていただいております。その内容につきましては、13ページから14ページにかけて記載をさせていただいております。

それから、114ページですが、7の小規模農業基盤整備事業です。い

いわゆる単県事業と言われる部分でございます。この中で、農道改良、それから農道舗装やかんがい排水等の整備を行っております。決算額につきましては4,694万4,921円となっております。こちらの中で、設計や工事の発注をさせていただいております。特に18年度におきましては、農地・水・農村環境の保全向上対策がこの18年度では実験事業ということで、県の方からの指定を受けて、吉田町の「えーのー」が管理をされている可愛の方で実施をさせていただいております部分が、一部、資源保全管理計画策定や事業検証などの部分に入っております。それから、一部、支援交付金ということで、一番下へ入っております。それらをもとに、いろいろ検証した実績をもとに、19年度からの農地・水・農村環境向上対策が現在は農政課の方で19年度から取り組みをされております。

成果と今後の課題ですが、だんだん県の方の予算上も厳しくなっております。その関係で、予算の配分も少なくなっておりますし、以前もお話をさせていただいたとおり、事業を行うに当たりましては、県営であれ団体営であれ単県であれ、いろいろ制約をつけてきておりまして、法人がいなくては事業ができない状況が発生してきております。それで、要望を出しても、その法人がいるところしか、特定で地区指定で予算が来るという状況がございますので、農政課等と協力をしまして、地域へ法人育成について頑張っていかななくては、いろいろな事業が取り組みができないのではないかと考えております。

115ページの方をごらんをいただきたいと思っております。

○山本委員長 説明中でありまして、ここで休憩をいたしたいと思っております。11時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。

休憩前に引き続き、三上農林水産担当課長の説明を求めます。

○三上農政課担当課長 引き続き説明をさせていただきます。115ページの上の段からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

8番、農業用施設等改良事業の関係でございます。特に農道台帳をこの方で整備をさせていただいております。決算額については444万8,004円です。成果と今後の課題ですが、19年度までにとということで予算を配分いただいて、市内の農道台帳を整備をするようにしてございまして、現在の農道台帳の整備状況は下にそれぞれ記載をしておるとしております。今後、先ほども申し上げましたように、市道の見直しをされるということでございますので、農道、林道から市道へ格上げなどということがございますので、それでまた一部再整備をする必要があろうかと思っております。

それから、9のほ場整備事業の関係でございます。こちらの方では法

恩地井才田地区と川根でのほ場整備関係の事業を行っております。それぞれに事業を行いまして、決算額は3,888万4,185円でございます。地区ごとの事業の説明をさせていただいておりますが、法恩地井才田地区については一応事業完了でございます。川根地区については、現在18の一部繰り越しと19の単県での予算で、ほたる探索道ということで橋梁のかけかえを行っております。

116ページをごらんをいただきたいと思います。成果と今後の課題ですが、川根地区、それから法恩地井才田地区につきましては、それぞれ全体事業費、それから事業の実施済み内容を記載をさせていただいておりますが、先ほど申し上げましたように、川根地区は今年度、19年度で終了ですが、橋梁のかけかえを現在行っておりところです。

それから10番の林業総務管理事業でございます。林業振興のために関係機関への負担金の支出等をさせていただいておりますが、決算額につきましては158万8,285円です。成果と課題ですが、今後ともそれを県の財団法人や関係機関の方への負担金の支出継続をいたしまして、活動支援をしていかななくてはならないかなと考えております。

続きまして、117ページをごらんをいただきたいと思います。11の有害鳥獣対策事業でございます。特に市内においてイノシシやシカによる農作物の被害防止のために捕獲活動を行っていただいております。決算額につきましては1,821万3,011円です。有害鳥獣の捕獲の関係で、保険や業務委託、それから補助金等の支出をさせていただいておりますが、成果及び今後の課題ですが、有害鳥獣の捕獲の方では、イノシシとシカが、特にシカの方が現在増大をしてきております。それから一部猿が吉田や、向原に出没をしてくるようになってまいりました。そういった形で年々この有害鳥獣の捕獲を継続をしていかなければ、農作物の被害防止もできないのではないかと考えております。

それから、12の森林整備地域活動支援交付金事業ですが、18年度でこれが終了いたしまして、19年度から新たな制度改正がなされました。その関係で、現在県の方からの制度改正の内容が参りましたので、現在要項の整理をさせていただいております。18年度まではヘクター1万円での補助金の支出をさせていただいて、決算額は3,446万3,201円です。関係75団体の支援交付金を支出をさせていただいております。

13の林業振興施設管理事業ですが、市内の林業振興施設の維持管理を行っております。118ページをごらんをいただきたいと思います。決算額につきましては、176万8,394円です。それぞれの設立設置年度や、設置目的がございしますが、維持管理等の継続はしていかないとこういったものに、施設がございするものについては、維持ができなくなる可能性がありますので、それについての費用等についても含めて、今後整理、検討をさせていただかなくてははいけないかなと考えております。

それから14の分収造林事業でございます。合併以前から分収造林契約を、個人が持つておられるところと旧町での契約をして分収造林を行っ

ておりますが、それらの整備を行うために事業実施をいたしております。決算額については2,284万3,194円です。そうした分収造林に対しまして、災害、火事などですが、そういった場合の保険を掛けておりますので、それがちょうど期間が来たものについての保険の継続、それからその時期時期での施業をさせていただいております。

成果と今後の課題ですが、今後、今継続で契約をしておるものにつきましても、事業が継続をしておりますので、このまま整備を続けていく必要がありますが、新規のものについては、分収造林契約を行わない方向での検討をしていかなければならないと考えております。

それから15の流域公益保全林整備事業ですが、これは市内の市有林の関係について森林整備を行っているものです。決算額については960万8,998円でございます。それぞれ事業の内容を記載をさせていただいております。成果と今後の課題ですが、同じように植林をしておりますので、その適期での施業をしていかないと、せっかく植えたものが内容的に材とならないということになりますので、継続的に施業は続けていきたいと考えております。

それから、16の林道新設改良事業の関係でございます。高宮町の林道の天王山の開設、それから作業道の開設を行っております。決算額については2,216万8,959円です。特に天王山につきましては、山の中での山切りをして、それを残土として搬出したり等でございますので、延長がなかなか伸びない状況です。それから県の事業の方がなかなか予算の獲得が厳しくなっております。現在、こういった形で進行中でございます。

成果等及び今後の課題ですが、天王山については、14年度から実施をさせていただいております。当初の全体事業費が2億でございますが、現在のところ438メートルで、全体は971メートルですから、まだ約540メートル余りまだ残っておるということでございます。

それから、17の林道維持管理事業でございます。市内に林道がございしますが、一部生活道となっているような林道につきましては、碎石の補修とか除草管理を市の方でさせていただいております。決算額については1,071万293円です。なかなか、そういった形でのところがございしますので、市道の見直しの中で一部市道格上げをしていただければどうかと考えております。

それから18の小規模崩壊地復旧事業です。山腹崩壊を防止しまして、その下にあります関係の各戸の安全を確保するために事業実施をしております。決算額については3,178万5,944円です。それぞれのところで測量をし、工事の実施をしております。一部17年度年内での繰越分を18年度内で実施をさせてもらっている部分がございます。

小規模崩壊地復旧事業については、その関係各戸の方で4分の1の分担金の支出をいただきますが、なかなかこれも予算割り当てが県の方から厳しくなっております。昨年の災害、雨等の災害によりまして、家や田畑、道などへ崩れたりしまして、要望も拡大をしておりますが、事

業ができるよう、取り組みができるようにいろいろ要望を続けてまいりたいと考えております。

それから、19の生活環境保全林の整備事業です。美土里町の本郷について県営事業で実施をされておりました部分の一部について、18年度では駐車場の整備をさせていただきました。これでその地域の計画のものについては終了でございます、あとはその地域での利用者やその関係者が利用していただければと考えております。

それから、20の水産業の総務管理でございます。ここでは、関係機関への負担金支出で振興を図ったということですが、決算額については72万4,000円。今後とも、特に各漁業組合さんには補助を継続しまして、水産業の振興を図っていただきたいと考えております。

21の水産業振興施設の運営管理ですが、特に八千代町と高宮町に淡水魚の養殖施設や釣り堀施設がございます。こちらへの修繕料や検査料、管理委託料をお支払いをさせていただいて、維持管理を続けております。決算額については133万4,637円です。

成果と今後の課題ですが、補助金の関係がございますので、今後、整理をしなくてはいけないと思っておりますが、施設管理とか譲渡について検討をしていきたいと考えております。

それから、22の災害復旧事業でございます。7月と9月に梅雨前線豪雨と台風13号災害によりまして、農地や農業施設、林業施設の災害を受けております。その関係での事業を実施をしております。決算額については、農地災害復旧では994万6,568円、農業用施設災害復旧事業では7,075万2,023円、林業施設災害復旧事業では678万6,850円の支出をしております。それぞれ査定を受け、事業を一部実施をしました。それなんです、先ほど部長の方からもありましたように、合わせて117件の災害がございます、一度に発注し完了させるということにならないので、できるだけ18年度で発注をさせていただきましたが、一部は19年度になって発注をさせていただいておるものもございます。一部を繰越明許で19年度へ繰り越しを、金額を下へ書いておりますが、させていただいており、農業施設関係につきましては、19年度の予算も利用しながら、19年度内での早期完了を目指しております。以上でございます。

○山本委員長

続いて、久保商工観光課長。

○久保商工観光課長

それでは、商工観光課歳入の方から、決算書に基づいて説明申し上げます。23ページをお開きください。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目商工手数料206万9,400円のうち商工観光課分は、八千代憩いの森キャンプ場使用料の72万5,400円でございます。

次に、41ページをお願いします。5款2項7目商工費県補助金171万4,000円は、ロングステイ型観光促進事業費で、補助率2分の1でございます。

続いて、45ページをお願いします。16款1項1目財産貸付収入1,471

万237円のうち商工観光課分は、高宮パストラル76万500円、向原レポート43万5,600円でございます。

次、55ページをお願いします。20款諸収入、3項貸付金元利収入、6目地域総合整備資金貸付元利収入231万4,000円は、1社に貸し付けている地域総合整備資金の元利収入でございます。18年度で終了でございます。7目中小企業貸付金元利収入は、2件のうちの1件の分納分でございます。

続きまして、歳出でございますが、主要施策の成果に関する説明書139ページからお願いいたします。

商工業振興事業費でございますが、決算額は3,023万6,686円でございます。これは、商工会の補助金、基本補助で1,539万円、経営指導員等の人件費及び巡回指導並びに金融相談等の事業費に充ててございます。商工会補助金の事業補助といたしまして1,044万9,000円、地域イベント等の開催及び役員研修等の事業に使われております。商工会補助金のその他補助439万7,686円でございますが、産業活動支援センターの運営事業費、地域情報サイト運営事業、商売競争力支援事業、合併対策事業等に支出をいたしております。平成16年度に安芸高田市産業振興ビジョンを取りまとめ、17年度において産業活動支援センターを発足させ、18年度より実質的な実現に取り組んでおります。中身といたしましては、講習会、創業塾に受講者延べ85名、講座を7回、経営革新塾受講者につきましては延べ90名、講座6回、新規採用予定者の研修受講者が17名ございました。これらを開催し、人材育成の充実を図ってきたところです。また、県への経営革新申請事業者数を17年度の13件から18件へと増加させることができしております。

次に、140ページ、商工業振興施設管理事業費でございますが、決算額472万592円でございます。中身といたしましては、向原町地場産業振興センターレポートに224万788円、高宮町のパストラルに97万4,248円、八千代町のフォルテの指定管理委託料、これは2月からでございますが82万9,000円、4丁目の公衆トイレに34万9,501円、大浜の工業団地の街路樹等の整備委託料として32万7,055円の支出をいたしております。

課題でございますが、商工業振興施設の管理について、支所、商工会、店舗出店者等との共同会議を18年度において4回開催し、空きスペース等の利用対策や利用客の動向等の協議を行っております。これらを踏まえて、出店をしていただいたりというような努力をさらに重ねていきたいと思っております。

3番目に、観光振興総務管理費ですが、決算額は1,922万6,408円でございます。中身としましては、観光パンフレット3万部の増刷をいたしております。110万9,850円。広島県観光キャンペーン実行委員会への負担金を120万円支出いたしております。やまなみ大学の負担金が180万円。歳入のときに申し上げましたが、広島県のロングステイ型の事業費の負担金といたしまして371万4,000円。これは神楽体験の農業体験を組み合

わせたツアーということで、過去になく、従来にない形で実施することができたというふうに思っております。安芸高田花火大会の補助金が300万円、それから湖畔祭実行委員会の補助金として200万円の支出をいたしております。安芸高田市内の観光資源の保全を図りつつ、新たな魅力の発掘に努め、安芸高田市のPRに努めてきたところでございます。

今後は、さらに芸北広域間の市町との連携をし、独自の魅力を発信する取り組みを強化し、観光客の誘致と市の活性化を目指してまいりたいと考えております。また、市のイベントとして第3回の安芸高田花火大会を開催してまいりましたが、今後このイベントの取り組み方法等についてさらに検討し、市民のイベントとして定着させる必要があると考えています。さらに、安芸高田市観光協会の今後の方向性について、関係団体との協議を進めてまいります。

4番目に姉妹都市等交流事業でございますが、旧町時代からしております姉妹都市との交流を継続し、さらに人、特産品、文化、情報等の交流により、お互いのまちづくり、地域づくりの活性化を図っております。決算額は35万318円でございます。中身といたしましては、1月20日に防府市市政70周年を記念し、吉田神楽団を派遣したところでございます。防府市との交流については、毛利氏関連で企画展の開催などによる作品の賃借が行われており、古くから交流が盛んでございます。今後、広く市民交流を展開させるためには、市民組織の連携、活用により、事業を効果的に進める体制づくりを行う必要があると考えております。

5番目に、観光振興施設管理運営事業でございますが、決算額は1,853万8,331円。中身といたしましては、郡山公園の管理業務、大土山憩いの森のキャンプ場の管理業務委託、八千代憩いの森のキャンプ場の管理、潜龍峡ふれあいの里の土地使用料、ほととぎす遊園の管理業務委託料でございます。各施設の管理については、合併後、施設の誘導であります案内看板等の整備ができていない現状がございます。これらも含めまして、今後、既存の看板の利用等を含め、市内の案内板を統一デザインで計画的に整備する必要があるというふうに考えています。また、各施設とも老朽化等により、修繕箇所が増加しており、今後、計画的な整備が必要になってくると思われまます。以上でございます。

○山本委員長 次に、農業委員会の所管する決算についての説明を求めます。

藤井農業委員会事務局長。

○藤井農業委員会事務局長 それでは、農業委員会事務局より平成18年度の決算について説明いたします。歳入歳出決算書の39ページ、40ページをお開きください。

農業委員会の主な歳入でございますが、4目の2、農林水産業費県補助金、備考欄でいいますと、欄の上から4行目でございます。農業委員会費補助金537万3,000円でございます。この補助金は、農業委員会の運営の経費、委員報酬、職員の人件費、事務費に対する補助であります。

続きまして、歳出でございますが、主要施策の成果に関する説明書の107ページをお開きください。

歳出決算額が1,842万8,885円でございます。主要な事業としましては、①に掲げております農地法許可等関係事務事業でございます。この事務は、農地法等に基づきます許可等でございます。農地法の申請件数は219件でございます。前年対比でマイナスの30件、非農地証明が9件、前年対比でプラスの2件、以下、表中に掲げているとおりでございます。

成果及び今後の課題につきましては、今後とも無断転用の防止、遊休農地の解消のため、定期的に農地パトロール、広報を実施し、優良農地の確保と農地の有効利用に取り組む必要がございます。

次に、107ページと108ページにまたがっておりますが、利用権設定等促進事業でございます。この事業は、経営規模拡大を希望される認定農業者や生産法人と農業経営を縮小、廃止せざるを得ない農家等を仲介し、担い手に農地を集積されるよう利用調整を行うものでございます。利用権の設定期間は1年から20年でございます。3年と5年の設定期間が全体の7割近くを占めております。設定面積でいきますと、全体で約334ヘクタールでございます。なお、平成19年2月現在の利用権の設定率は21.5%でございます。利用権の設定面積でいきますと1,169ヘクタールとなっております。

成果及び今後の課題としましては、農家の高齢化や後継者不足により、農地の荒廃、耕作放棄地が増加する中で、担い手等への農地の集積を図ることにより、一定の成果を上げることができました。今後とも安心して農地の貸し借りできる本事業により、より一層促進を図る必要がございます。

続きまして、108ページの農家相談事業でございますが、農家相談事業は2カ月に1遍、6会場で34件の相談事業に応じました。今後も農家の身近な相談役として、相談事業を進めてまいりたいと考えております。

課題としましては、相談会場の設け方、相談員の専門的知識の会得が必要であるように考えております。

以上で農業委員会事務局からの説明を終わります。

○山本委員長　　ここで、午後1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時46分　休憩

午後　1時00分　再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長　　再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

秋田委員。

○秋田委員　　2点ほど質問をさせてもらいたいと思いますが、1点ずつやらせていただきたいと思います。それで、成果に関する説明書の114ページの小規模農業基盤整備事業とそれから134ページの畜産振興事業についてお伺いしたいと思います。

それで、小規模農業基盤整備事業についてでございますけれども、決算

額が4,694万少々ということで、ここに上げていただいておりますし、また、先ほど課長の説明でもいろいろと事業内容も含め、県の方向性とかの話もいただきましたけども、まず1点目として、当初予算が、18年度当初予算は9,132万円ほど組んであったと思うんですけども、それから考えると、決算が4,600万ということは、半分ぐらいの事業の執行かと思われまして、その半分以上の金額についての事業ですか、そういった部分がどういったところができなかったのか、あるいはまた、使われ方として、ここにはないけども、やってないんだというような事業があるのか、その辺のとこのご説明をいただきたいと思います。

○山本委員長 134ページは。

○秋田委員 114ページです。

○山本委員長 114ページ。それでは答弁求めます。

三上課長。

○三上農政課担当課長 先ほどの秋田議員さんのご質問でございますが、先ほど少し説明をさせていただきますが、県の方針転換が18年度において、当初は17年度中にそんな話はありませんでしたが、予算は17年度と同じぐらいの予算をいただけるものとして、18年度当初予算を組ませていただいておりますが、18年度において、財政的にも県も厳しいからということで、それと担い手として法人の育成を県の方針として上げているので、それを主題として事業も展開をしていくよう、単県事業についてもほかの事業についてもしかりだよということで、方針転換を18年度中において行いましたので、その関係で、当初予算では上げていしましたが、その中で、担い手のおられる、法人のおられるところに対してだけしか割り当てが、地区指定で参りました。その関係で、いろいろな地域で認定農業者の方とかおられたりする地域もありまして、そういったとこの舗装の要望等も含めて要望を出しておったんでございますが、割り当ては地区の名前でばさっと県の方から指定をします。以前の場合は、各市町へおってきた予算を、どこを重点的にとか、どこを優先してとかいう形で整理ができていしましたが、地区指定で来ますということで、18年度から転換になりました関係で、実際の決算、予算では、先ほど議員さんのご指摘のとおり、約半分ぐらいの予算で決算となっておりますね。どこができていないということになりますと、法人のいないところで、認定農業者もどなたもおられません、農道舗装をしてほしいという地域が、希望があった場合のところは全部できていないという状況でございますので、今後、先ほど申し上げたように、法人の育成などに力を注いでいって、それでもなかなか難しいようなところがありましたら、単市でのわずかな補助の予算を持っておりますが、その中で地域で一本ずつでも考えていただくという方法しかないのではないかと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○山本委員長 秋田委員。

○秋田委員 事情はよく私も理解しているつもりでございます。ところが、単県

事業だということを最初におっしゃってましたけども、いろんな意味で、直接農業をやられる方への、今あった農道舗装であるとかため池であるとか水路改良とか、そういった方々の直接かかわっていることにつながると思っていますので、この事業が単県事業だということですが、できなかつたときの対応とかいうのは、当然考えていただかなければいけないと思うんですが、当然国の事業もそういう形では無理でしょうし、市の単独事業という形のこと今、話をされましたが、そういった方向は、今現在が何件か取り組まれなかつた事業もあるような状況から判断すると、今後もっといろんな意味でやっていただきたいという農家の要望があつても、取り組めない事業がたくさん出てくると思うんですね。そういった対応策はもうしっかり考えていただきたいと思うんですが、そこらあたり単市の事業としては、考えるということを少し言われましたけども、なかなか本当は厳しいんじゃないかと思うんですね。

それと、農業の発展は、やっぱり財源確保にもつながるということを考慮したときには、ぜひともそこをしっかりと考えていただきたいと思うんですが、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

三上農林水産担当課長。

○三上農政課担当課長 秋田議員さんの再質問でございますが、先ほど申し上げたように、法人育成が最優先にしていかななくてはならないと思います。さまざまな事業ございますが、まだ農道舗装で100メートル舗装しようということであれば、例えば100万円余りで済むということにはなろうと思いますが、市の補助事業の中では、農道舗装地域の中で2戸以上の方が計画されようとするれば、45%の補助しかありません。それも予算がある程度限られておりますが、それを一部利用していただくことを考えていただく以外には、たちまちの対応策としてはございません。それ以外にということになりますと、やっぱり先ほど申し上げた法人育成を地域だけでなく、市全体で、今、農政課全体で地域へ出ていただいて、法人育成を頑張らせていただいておりますが、それをより強力に進めていく以外には、農道舗装だけでなく、それ以外の事業につきましても、例えばため池が壊れたよと、壊れそうだよと、老朽化しているよということにつきましても、そういった事業に取り組むことが、壊れそうなんだけど、老朽化で事業を持つてくることができないという、県はわかりますが、法人が法人がということをしぐ言われますので、それが急務ではないかと考えております。それ以外に、補助事業予算というのがなかなかございませんので、例えば旧地域営農課で所掌しておられました中山間や農地・水の関係で、一部補修とかいうことはできようと思いますが、全体を事業を起こすとかいうことにはなりにくいかと思いますが、やっぱり法人育成なり、そういった地域の担い手を有限なりでも起こすということを地域全体で考えていかななくては、何もこれから事業ができなくなる

のではないかと思います。

お答えにならないかもしれませんが、そういうことでご理解をいただける以外に、答弁のしようがございませんので、よろしく申し上げます。

○山本委員長 秋田委員。

○秋田委員 お答えづらいというのは重々わかっておりますけども、あとは法人の育成であるとか、集落営農の推進であるとかというのは、こないだの一般質問でちょっとさせていただいて、いろいろと国の流れとかも含めてお伺いいたしておりますし、なかなか厳しい状況だというのはわかりますけども、やはり農業を考えたときには、しっかりと推進していただきたいということをお願いして、この質問は終わります。

それから、2点目の畜産振興事業についてお伺いいたしたいと思いません。

成果の136ページの成果について、畜産についての成果と課題について掲げてありますし、また先ほど、課長の説明もいただいた中で、とりわけ私がお伺いしたいのは、畜産農家、とりわけ酪農に関しては、ここにも書いておられますし、先ほどもご説明いただきました飼料の交渉であるとか、それから乳価ですか、価格の低迷も長いですね、酪農家の乳価の据え置きってというのは。そういった部分で、今後も外国の状況を踏まえたときに、バイオ燃料の関係で飼料交渉は続くであろう、あるいは逆の小麦等が入ってこなくなって、にしき堂のもみじ饅頭とか値上がりかすべてするとかいうような状況にもなっておりますんで、今後ますます酪農家、和牛農家も含めて畜産農家は厳しい状況にあると思います。何かの施策をしてあげるのが行政だと思いますけども、そうは申しましてでも国もこれといった対策は考えてないし、当然、県がどうのこうのはないし、市としても難しい部分があります。そうした中で、ここに掲げておられるのが、酪農家が和牛繁殖を取り入れた取り組みですね、18年度4戸が複合経営ということここに掲げていらっしゃるんですけども、市内の酪農家が26戸ですか、その中で4戸が取り組まれるんだと。ところが、私が思うのに、酪農家のえさもそうだし、俗に言う和牛農家ですか、えさは同じようにどっちも高いと思うんですね。なかなかそのとこで利益を生み出すための努力は、今まで以上なされたとしても、今の現状では本当に難しいんじゃないかと思うんですね。だとしたら、何か本当に酪農家あるいは畜産農家が、満足は無理ですけども、何かの手助けになる施策はやはり考えていかなければいけないと思うんですね。そういったところの考え方、ここの4戸が複合経営なされたということですが、残りの方なんかは今後どのように考えておられるか。あるいは執行部としてどのように指導、指導というか相談等を含めて、どのように考えておられるかをお伺いしたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。

大野農政課長。

○大野農政課長 酪農家の現状につきまして、先ほどご報告を申し上げたとおりでござ

います。トン当たり、1年間で1万1,500円飼料が上がってきておりますし、大半はアメリカからの輸入に頼ってきておりまして、これからまだ上がるという予測と、私自身は前年対比30%ぐらいでこのままいくのではないかなという、私自身の思いを持っておるところです。牛乳の生産量の5割は北海道が占めておりまして、2000年までは県ごとに乳価の単価を決めておりました。しかし、2000年以降、複数の都道府県にまたがって、広域の指定団体で単価を決定をするということで、現在1キロ当たりの牛乳の単価の交渉が行われておりますが、北海道も含めたプール単価になる可能性があるということで、飼料高等で酪農家の利益がかなり下がってきております。

そこで市としては、今までは乳牛の頭数をふやして、乳を搾って牛乳を生産をするということに力を入れてきて、余り草地に目を向けることがなかったわけですけれども、頭数をふやすことが米と同じように生産調整にあってございまして、酪農家の乳牛の頭数をふやすことができません。したがって、むしろ頭数を減らして、その余力でもう一度草地に力を入れていただいて、草地を活用してコストを下げてもらいたいということと、比較的経営が安定しております和牛の繁殖を取り組んでもらいたいということで、出産や保育等については、酪農家がなれておられます。したがって、和牛の繁殖、比較的経営が安定してございまして、雄雌ともに高値で推移をいたしてございまして、18年からこの事業を取り組んで、酪農家の所得の向上に努めているところでございまして。

所得を上げるかコストを下げるかということでございまして、前段で申し上げましたように、麦や大豆の畑がトウモロコシの畑に変わって、さらにそのトウモロコシが自動車連盟とのとり合いになるということで、まさかそんなことが起きようとは思っていませんでしたことですが、麦もない、大豆もない、トウモロコシもないといった状況でございますから、そこはそれぞれ今までお持ちになっていた酪農家の草地に目を向けていただいて、頭数を減らして、その余力を草地の活用に力を入れていただいて、コストを下げて、所得を上げていただきたいと考えているところでございまして。以上です。

○山本委員長

秋田委員。

○秋田委員

草地の活用ということもありましたし、今質問したこととは別になるかもわかりませんが、草地自体もかなり荒れ果てた部分があつて、いわゆる耕作放棄地がふえてる一つの要因でもあると思います。しかし、それはそれとして、そこが牧草をつくらなかった理由としては、それは酪農家個々の問題ではありましようけれども、労力的に無理な部分があったとか、いろいろ事情があると思うんですね。それで取り組みとしては、そういう草地の活用、和牛放牧ですか、県の事業もありますし、そういうことを十分活用していくことは、もうその補助事業の活用という部分で大変有効的だと思いますが、ただ、当の酪農家の方は本当にやってみようという気になれるかどうかという部分が一つの課題であつて、そ

これは私が言うまでに、その酪農家の人を考えるべきことかも知れませんが、こういう、要するにえさの交渉などの考えから思いますと、とてもじゃないけども、なかなかみんな厳しいと思うんで、どうしてもそういったいろんな事業で補助はされていますけども、一番のネックはやっぱり経営向上が一番なので、そういったところを考えて施策を、18年度の状況を踏まえて考えていただきたいというのは、私の意見でございます。直接、決算と結びつくかどうかはわかりませんが、ただこれは大変重要なことだと思っておりますので、そういった施策などの考え方についてご答弁をいただきたいと思います。それで私の質問を終わります。

○山本委員長 答弁を求めます。

大野農政課長。

○大野農政課長 成果と課題のところでも述べておりますし、これほど急にトウモロコシのとり合いが起きようとは、私自身、また産業振興部、旧地域営農課等思わなかったことございまして、この急激な変化を受けて、経営向上については、さらに部内で協議を重ねてまいりたいとは思いますが、酪農家についてはそれぞれ青色申告をされておりまして、収支決算、つぶさに決算をされておられるところでありまして、その中で、どれを抑えてどれを上げていかなければならないかということは、それぞれ個々の酪農家が理解をされていることございまして。補助事業を当てにするとか、あるいは県や市の支援を待っていると、そういった状況ではなくて、やはり情報を入手して、もちろん私どもがさまざまな情報を提供し、先ほど申し上げた状況も流しながら、最終的な決断、判断は酪農家にお任せしますが、市としては日本の農業を守るために、先ほど申し上げた施策を昨年も高宮支所で会議を持たせていただいて、状況報告をする中、4戸の方に取り組みをしていただいているということでもあります。経営向上につきましては、引き続き努力をしてまいります。

○山本委員長 続いて、質疑ありませんか。

亀岡委員。

○亀岡委員 先ほどの小規模農業基盤整備事業に関係してお尋ねしますが、まず農道の舗装についてであります。これもご承知のように、特に単県費の補助等がだんだん縮小されて、しかも法人化とかそういった組織化が条件にされてきたということですね。そういうことの中で、じゃあ、簡単に法人化がどんどん進んでいくんかといいますと、決してそうではないですね。農業を取り巻く諸般の情勢が条件が好ましくないことから、これも簡単ではありません。ならば、この農道舗装一つとってみましても、まだまだ未舗装のところがたくさんあります中で、これが農業経営に大変不合理を招くというようなことで、そこが仮に関係する場所が稲づくりなら稲づくりをやめるといようなことになると、虫食い状態で農業の荒廃を招くんですね。

こういうことになってきますと、広島県の農政は特に全国的には悪い

と言われてますが、前途に向かって農政が好転してくるということは、とても望めないと思いますね。しますと、一定の見きわめをつけて、そこに対してどのようにしたら、舗装ができるんか、またその地域、地帯を荒廃せずに行くことができるんかというのを、本当に真剣に考えていかないけんと思うんですね。しっかり考えてくださいとか、いろいろ努力してくださいだけじゃあ、言葉だけに終わってしまいますので、私は以前にも一般質問でも行いましたが、やっぱりほ場整備事業にしましても、工区を区切って、工区をつくって、その工区の関係者が意思統一をして、そして進めてきたのがほ場整備事業なんですね。それでやった事業の中で、農道舗装は置き去りにされている面が出ておるわけです。

じゃあ、今までできているのは、どうしてできたのかといいますと、例えば大きな道路へつながるとか、出たり入ったりのところは県道へつながったり、地域の、今でいいますと市の道路へつながるとか、そういった条件のあるところが優先的に実施されてきたんですね。これを決めたのは、関係者の農家ではなくて、やっぱり行政が責任ある立場からこれを進めてこられたということであって、何も行政におんぶにだっこのうじゃありませんが、圃場整備そのものから始まって、農道舗装まで、今日までのところは、行政が主導権を持って進めてきたということですね。それを悪いとかいうんじゃないですよ。それもいいことです。

ただ、今日ここに至って、先ほどいいますような、助成が打ち切られるとか、いろいろある中で、捨て置かれるところが出ちゃいけないということになりますと、私が思いますのに、以前からも主張してきましたが、やっぱりこの一つの工区はみんなで決めてきた合意事業なんだということになりますと、またここで改めてその工区は吐き出しをしてでも、一応舗装まではやっていくと、一つの工区の中の圃場条件は同じものにしていくと、こういうことは、今後の農業を維持していく、その場所の農業を守っていくと、こういうことになると思うんですね。

最近私が見ておりますと、既にそういう合意、同意ができるところは、農家の方が率先して、特に中山間交付金を利用したりなんかしてやっておられるところもあるんですよね。ただ、問題なのは、どこの場所、どこの工区においてもそれができるんかという、なかなかそうではありませんね。いつかも言いましたように、わしらのところは早い段階でできとったけえよかったのうということにつながったり、そういう思いになっとなら、するような場合もありまして、やはり私はここに至りますと、行政が指導されて、制度的なことも十分皆さん方に理解を得て、やっぱりみんなの力で同一条件の圃場なり水路なり農道なりの整備を整えていくと、こういうことがまた一面法人化を進めたら、農業経営の合理化を進めていくということになってくると、こういうようなところが、私はやっぱり行政が指導して進めていただく必要があると、このように思うんですね。

まだちょっと長々と説明的になりましたが、そういったことを今後取り組んでいかれるかどうか、こういった考え方を持たれるかどうか、そのところをお伺いしたいと思います。

○山本委員長 答弁を求めます。  
暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午後1時25分 休憩

午後1時27分 再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長 再開いたします。  
答弁を求めます。  
三上農林水産担当課長。

○三上農政課担当課長 亀岡議員さんのご質問の関係でございますが、非常に建設的な意見を述べていただきましたが、今、その状況にはまだ至ってないところもあります。各支所ごとに、特に美土里においては、改良区の中で路線、各支所ごとにまだ舗装がしてないところ、たくさんございます。それで、特に4町に多く、まだ、ある程度いつているのが八千代と向原ですが、農道舗装で少しおこなっているのがあとの4町でございます。そういった状況の中で、特に美土里においては、土地改良区の中で支所の方へ、この路線を優先してくれないかとかいうことで協議が上がってきておる状況なので、それは工区単位とか地域単位とかでまとまっている状況でありますし、それでほかの支所につきましても、そういった形で取りまとめをしていただいて、路線の優先度を決めていただき、要望を県の方へさせていただいている状況でございます。

今言われますように、やっぱり地域では改良区等でできた、県営でできた農道もございますし、団体営等で地域で組合をつくってやられたところもございますので、改良区、それからそういった組合とか、それから支所の担当課、農政課と一緒に、地域の中でこういった形をしていったら、農道舗装やこの水路が直すことができるか、このため池は直せないかという協議をしてまいりたいと思います。それはどちらが主導ということではなしに、何か方法、方策がない、これを直したいという相談はあっても、今の状況では法人がないとできないんですよという形でだけしか戻しができておりませんので、地域へ入っていく形をとらせていただければと思います。貴重なご意見いただきましたので、そういった形で支所や、改良区、組合との協議を進めてまいりたいと考えさせていただきますので、よろしく願います。

○山本委員長 亀岡委員。

○亀岡委員 ちょっと長くなりましたので、もう少し申し上げたいことがあったんですけども、ついでに申し上げておきますが、今言われましたように、事業の性格によって、その補助対象とか、またできていることとか、できないこととか、いろいろありました。これは当然のことですね。問題

は、負担の基本をもとに立ち返って、要するに圃場整備をすると決めた時点ですね、そこに立ち返って、見ていくと、負担をですね。そうしますと、これまでにいろんな形で自己負担も見ながら、舗装をしておいでのところもありますし、例えばウルグアイ・ラウンドによってということで、受益者負担が一つもなくてできているところもあるということで、今日の状況があるわけですね。

ですから、それはさまざまに、今までやってきた経過を省みて、そこらの損得を調整して、自己負担を見ておられるところでは、それだけは基本額は幾らになるが、そこだけは自己負担でやっつけられるんで、それは省きましょうとか。利害の調整はできると思うんですね。そこまでやっていかないと、これからの地域農業を守っていくというのは、ただ制度があるからないからいうだけじゃあ、私は乗り切れないと思うんですね。一番大事なのは、農家の心を一つにしていく政策のやり方、利害の調整をしていくと。これが今後の農政を進めていく上で一番私は大事なんじゃないかと、このように思うわけですね。何もこれは行政の力を得にやいけんということじゃありませんけど、やっぱり行政がリードして、指導して、農家を促していくと。そのことへの理解をしっかりと求めていくということがやっぱり行政の役割じゃないかと、このように思うんですね。

以上のようなことでありますので、あえて答弁を求めるものではありませんが、しっかりそういった点をひとつ研究もしていただきたいと、このように考えております。以上です。

○山本委員長 続いて、質疑ありませんか。

杉原委員。

○杉原委員 主要施策の成果に関する説明書で3点、決算書において1点ほどお伺いをいたします。

107ページの農業委員会の関係についてお尋ねをしてみます。

言うまでもなく、農地の売買、転用、流動については、農業委員会を通さなきゃどうしてもできんことになっております中で、非農家の市外の方が面積をまとめて購入しておられて、いわゆるこの成果と課題にもありますように、遊休農地の発生防止ということをおられるんですね。その中にもかかわらず、農業委員会を通して成立した農地が荒れとると。目的があって買うておられることは間違いないんですがね、これが害虫の発生を促すことになったり、地域の景観を非常に阻害しておるという状況が見られるということを思うんですね。ここらあたりの指導は、農業委員会がどこまでもせにやならないことありませんが、目的があって買われたものなら、その目的を達成してもらうように、そしてこんなこと言や怒られるかもわかりませんが、原則として農業振興地であれば、やはり本人が売りたいという希望があるものが出た場合には、所の者へ、所の農業をやっつけようという意欲のある者が持つべきものじゃあないかというふうに私は分析するんですね。こういうことを言やあ怒られる

かわかりませんが。いわゆる乱発、害虫の巣にならんようにしっかりと、本人が管理することが一番なんですが、そういったことを啓蒙してもらわにゃあかんと思うわけでありませぬ。

それと、124ページの中山間地域等直接支払事業があるわけでありませぬ。この事業は、今、7年で2期目に入っただけでありますが、言うまでもなく、この事業があることにおいて中山間地の農地が守られてるといふふうに思うんではな。そして、今後も2期で切れても、3期目をやっぱり計画してもらっていかなくては、中山間地の農地は守られないといふふうに私は確信しておるんではな。

そういった中で、80数%の加入があるということは、非常にいいことでありまして、いい指導しておられるように思うわけでありませぬが、ご承知のように、ことしの5月に不在地主の方で、美土里町におられる方から、担当部の部長さんあるいは議長さん、そして各会派の会長に、同時に美土里町の地元の議員に文書が来たんではな。そのことがあった中で、その集落には、2期の2年間を交付金を受けてやっておられたんではな。ところが、3年目に入って、こういった事情が発生したことにおきまして、今回、2年交付しておられたのを返還されて、この事業をもう取りやめられとるんではな、2年間は、過去2年間はな。そういったことがあっていいんか悪いかいうことを思うわけではな。あっちゃならんことと思うんではな、これは。

そうした中で、これいろいろな問題も私も知っておりますが、金銭的な問題もありませぬ、個人的なな。そして、感情というのが先に立って、この集落は結局取りやめたということに私は分析しとるんではな。そこで、どっちもが行政へ相談をされとるんではな。

○山本委員長 杉原委員、もうちょっと端的に、決算に係る部分を。

○杉原委員 それで言うんではな。それで、この事業が推進していかれよることが破棄されたわけではな、やめられたではな。そこらを行政としては、どっちへもこの事業が続いていくことを、言われてはおるんではなと思うんではな。こういことが起こったことが非常に残念であると思うんではな。だけえ、やっていこうとしとる集落のものも、一つは希望が抜けたような思いもされておるんではないか思うとね、そこらあたりの指導力がもっと要るんではないかいうことを思います。

それで3点目は、ですから、美土里町の北地区の直接支払い制度の事業をしていっておられたのがやめていかれたということについて、いろいろ相談があった中で、その指導力が欠けとるんではないかということ言うわけではな。

それと、畜産振興が135ページに上げてありますが、家畜人工授精師活動助成金が81万2,000円ですか、これが上げてあります中で、今、安芸高田市内に何人の授精師がおって、人工授精所を構えておられるのが何軒あるかいうことを把握しておられますか。

それと、何人へこの補助金を出して振興を図っておられるのか、お尋

ねをします。

それと4点目が、中小企業資金貸付金の滞納がありますね。これ、どういう状況であるか、どういう指導しておられるか、お尋ねします。

以上、4点、お尋ねします。

○山本委員長 答弁を求めます。

藤井農業委員会事務局長。

○藤井農業委員会事務局長 杉原議員さんのご質疑でございますが、非農家の市外の方が農地を購入されて、そこを耕作しないで、病虫害の発生とか景観を悪くしているということですが、農地の取得といいますのは、農地法の3条の許可が要るわけです。当然、市外の方が取得する場合には、県知事許可でございます。

議員さんがおっしゃる場所が農地となっている、現在というようなお話でございますが、農地、耕作するために農地として取得されたのか、それとも農地法の5条で農地の取得と転用を合わせた、転用目的の農地取得かというのは、ちょっと状況が判断できませんが、どちらにしろ、昨年、農業委員会としまして、遊休農地対策ということで、現地、市内全部、担当を6地区に分かれまして、農業委員会さんに現地パトロールしていただきまして、その現地調査に基づきまして文書を出し、草刈りの管理等、またよくお願いしているわけでございます。そのうち、不在地主さんが3分の1ぐらいございまして、大変、市内の方は文書を差し上げますと、草刈り等はやっていただくわけですが、市外の方はなかなか文書だけでお願いしても、実際に草刈り等をやっていただけないのが現実でございます。

そのことにつきましては、いろいろと農業委員会の方でどうすればよいかということも現在、検討しているわけですが、ご指摘のありました、先ほどの遊休農地でございますが、担当委員さんと現地調査をいたしまして、この所有者の方に農地として管理されるのは、当然農地として耕作していただくように、転用される場合は、早期に転用をしてもらうように指導をいたします。以上でございます。

○山本委員長 大野農政課長。

○大野農政課長 中山間の直接支払事業について3期対策が継続をするかどうかという件をご質疑をいただきました。高宮の田園パラッツォで当時、農水省のこの中山間の直接支払いの審議委員をされている東大の教授に来ていただいて、講演会を持ったところでございます。その中では、3期対策も継続をすとお話をいただきました。しかし、2期対策がより積極的な地域づくりに対して交付金が出たように、3期対策については、継続はなされてもより厳しい状況で継続がなされるのかというふうに考えているところでございます。

次に、これに関連しまして、美土里町北地区で発生をした第2期対策の交付金の返還についてご質疑を賜りました。行政の指導力がどうだったのかというご質疑でございます。

これに対しましては、何度も会議を開催をしまして、私ども、支所と連携をして、地域にも出てまいり、集落での会議にも同席をさせていただいたところがございます。この事業の要件について、行政が手助けをする部分は精いっぱいさせていただきました。しかし、最終的に議員が申されましたように、この問題は個人的な感情のもつれということでございます。そこに行政がどれだけ立ち入ることができるのかということになってまいりまして、残念ながら、先ほど申し述べていただいたとおりの結果になりました。精いっぱいの指導をしたところでございます。

3点目としまして、135ページの和牛振興事業の関連で、家畜人工授精師への活動補助金81万2,000円の件のご質疑を賜りました。

2人の方に交付をいたしております。人工授精師の資格をお持ちの方が何人かという質疑でございます。酪農家のほとんどの方が人工授精師の免許をお持ちでございます。安芸高田市としましては、この交付金を交付するのに、まず人工授精師協会に加入をされている方を補助対象といたしました。安芸高田市の人工授精師協会に加入をされている方は5名でございます。そのうちのお二方に交付をいたしましたものです。以上でございます。

○山本委員長 久保商工観光課長。

○久保商工観光課長 お尋ねをいただきました中小企業の貸付金の状況でございますが、2件のうち1件につきましては、破産をしておられますので、しかるべき措置をしてみたいというふうに思っております。それから、もう1件につきましては、分納誓約はいただいておりますが、なかなか生活の方も厳しいようではございますが、引き続き納付していただくように努力をしてみたいです。以上でございます。

○山本委員長 よろしいですか。

杉原委員。

○杉原委員 農業委員会の答弁は、今後、指導していくということを言われたので、時期がおくれんようにきちっとしてもらうように指導してもらいたいと思います。

それと、中山間地域等直接支払制度の北の件であります。いろいろとご苦労はされておるのも私も知っておるんですが、もうちょっとはつきりと、早い話が、不在地主がこれをね、意見を入れて、これが取りやめにせにやいけんようになったというようなことがあってはならん思うんですよ。これの指導もしっかりね、ただそうは言われてもこうだというのははっきりないといけんものですね。これらがちょっと足らんかったかないう思いが私はしております。今後、そういったことをちゃんとしてもらいたいと思います。

それと、家畜人工授精師の補助金ですが、これはどのような効果が出ておりますか。費用対効果にどの辺の効果が出るということを、きちっと数字で示してもらや一ええ思うんですよ。それ、今でなくていいです。それで、効果がどのぐらい出るということは、わかれば言うてもらえば。

○山本委員長 大野農政課長。

○大野農政課長 中山間の直接支払事業について、再度ご質問をいただきました。

1期対策がスムーズに5年間終わって、2期対策においてこういった問題が起きたということでごさいます、産業建設常任委員会でも私申し述べましたように、まさかこんなことになろうとは思ってもみなかったことでごさいます。1期対策であれば、もちろん地域に出ていって、初めての事業でありますから、地域と連携をとりながら進めてきておるものでごさいます、そこが5カ年が終わって、2期対策において、今回のような件が起きたということ、ご指摘のように、行政としての指導力を問われましたけれども、このことについては、まだ2期対策、今年で3年目でごさいます、あと20、21と、さらに3期対策が続くということになれば、今回のことはいらないように、私どもとしても努めてまいりたいと考えます。

それから、和牛振興の関係、この件につきましては、この5月の産業建設常任委員会でも時間を割いてご答弁をさせていただきました。どれだけの効果が上がってきたのか、数字で示せということでごさいます。具体的には、和牛の頭数の減少が緩やかな減少にとどまっているということ、数字で示すとすれば、パーセンテージあるいは頭数ということになれば、時間をいただきたいと思います。いずれにしても減少はしておりますが、幸いに地域にこういった人工授精師の方がおられることによって、減少はしておりますが、県、全国の平均に比べて、安芸高田市の場合、他の事業の補助制度とも関連がございますが、緩やかな減少になっているということで、答弁とさせていただきます。

○山本委員長 杉原委員、質疑されていますが、今の中山間に係る部分では、本体の決算に係る部分が乏しいと思しますので、それ以外の質疑を受けます。

杉原委員。

○杉原委員 畜産振興の授精師の助成について、この補助金を出したために、頭数が緩やかな減少だということは値しませんよ。これは現場を私も知っております。そんなことは答弁ならんもんですね。問題は、この補助金を出されて、農家へ、受益者は農家ですけえね。それで、その農家にどれだけのメリットがあったかということを私は問うとるんです。

それと、5名の協会へ入った授精子を構えたものが、協会はどうか知りませんが、授精子を構えた者は皆営業しよるんですよ。営業しよって、持つとる頭数はいろいろありますが、あの2人以外者が100頭以上持つとる者おりますし、50頭持つとる者おるし、80頭を引き受けてやりようのものもおるんですよ。それで、3人は出さずに、2人へ出してやるということはね、どういうわけかということ質問しとったわけです。どれだけの同じで振興しよったですよ。畜産振興にかけては、同じことをやってるんです。

○山本委員長 大野農政課長。

○大野農政課長 人工授精師がおられて、この補助金を交付したことによって、農家と

しては、身近にいつでも人工授精師に頼めば、発情の適期に種つけができて、発情の周期が短くなり、そのことがひいては頭数の減を緩やかにしてきたということを申し上げたところです。

それから、5名の市の協会に加入をされている方を、まずは市としては交付をする基準にしようということで、協会に加入をされ、協会員として会費を納められ、活動をされている方に基準に交付金を出したということでございます。残り3人の方は協会に加入をされていても、酪農家であったり、自分の家の牛中心に種つけをされたりといったことで、お二方がいわば合併前から、旧町時代から交付を受けておられた方であって、合併前のそれぞれの町の思いを尊重させていただき、交付をさせていただいてきたということです。17年については3名おられましたが、18年についてはお二方でございます。以上です。

○山本委員長 杉原委員。

○杉原委員 今の答弁が、私は的確じゃない思うんですね。3名おられて、1人はやめていかれたんですね。これはわかります。それで、今、2名おられるんが、今の発情を適期にいつでも来て、やってもらえるについてですが、この2名は非常勤公務員と、それで今度、1人は勤めをしとってんですね。勤めに出とる時間は来れないと思うんですよ。これも意味がないものです。あと3名は、合併前の中でこの2名をずっと続いてやるとるんだ言われるが、年々物事は見直しをせにゃいけんのじゃありませんか、現場を見て。それはおかしいと思います。それでやっぱり、あとの3名の方も、今2名、補助金交付しておられる以上に現場を守りよってですよ。見えませんか、それが。私は見えとったじゃろう思うんですよ。これ、私はなんですよ、18年の予算を組んで、むだにするのを組んでおっても執行しなさんなど言ったこともあるんですよ。にもかかわらず執行しとられるんで、堀り込んだ話をするんですよ。

○山本委員長 杉原委員、質疑が大体同じことが繰り返されてるんですが、それで、大野農政課長、それ以上の答弁があるならばあれですが、どうでしょうか。

答弁を求めます。

○大野農政課長 18年予算の採決において、この件で反対討論があったり、あるいは一般質問等があったり、そういった状況ではなくて、予算は慎重審議の中で可決をしていただきました。年度中途において、先ほどおっしゃっていただいたような、執行するなというご意見も賜りました。旧地域営農課としては、この人工授精師の補助制度をどうするかということで、課内会議も重ね、産業振興部でも議論をしてきたところです。とりわけ、補助金の答申等の中にも、この事業については継続という答申をいただいておりますが、そうはいつでも議会議員さん、元改良組合の会長さんのご意見でございますので、継続という答申もいただきましたが、18年で打ち切って、19年では予算計上をいたしておりません。可決をしていただいた予算につきましては、私どもとしてはできるだけ早く効力を

出すべく執行するのが私どもの役割というふうに思いまして、年度途中でそういったご意見も賜りましたが、18年度については、実績に上げているように実行したものでございます。

それから、事業は年々変わってきておりまして、時代も変わってくるという状況の中で、この事業については見直すべきではないかということも今、ご質疑をいただいたわけですが、昨年秋、それからことしの5月等で、この件については時間をとって答弁をさせていただきました。今回の19年の農地・水・環境保全等についても、予算を上げるということは課内で十分協議をして、いわば腹をかけて予算を上げたものでございます。可決をしていただいて、年度途中でご意見を賜ったから、じゃあ、やめると、そういうことではなくて、18年度については執行して、成果、課題を申し述べているところでございます。19年度については、先ほど申し上げたとおりでございます。答弁終わります。

○山本委員長　ここで、質疑中でございますが、14時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後2時00分　休憩

午後2時15分　再開

~~~~~○~~~~~

○山本委員長　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑ありますか。

杉原委員。

○杉原委員　人工授精師の助成については、何遍答弁もろうても、理解のいく答弁でないんですね。これもありきたりの旧態依然の、合併前からやっていたのでやったというだけのものだと思うんですね。来年からは改めると。予算書にも上げてなかったのも私も見て知っておりますが、そういう中で、このあとの3人が、私が心配することは、こういうことではわしら承知いかんということが起こったときのことをただ心配するだけです。何ぼ問うても同じようなことしか戻ってきませんのでね、これ以上のことは言いません。

それと、中小企業の資金の貸し付けですが、破産と経営不振と言われるんですね。ようわかります。貸し付けしなさるときに、これは発展していくものであるかないか、このものが本当に起爆剤になっていくのかというところをよく審査して、それからぴしゃっとやらないといけないと思います。以上です。

○山本委員長　商工観光課長、久保さん、答弁求めます。

○久保商工観光課長　ご意見でございますが、今新たに貸し付けというのはございませんで、旧町から持って入ったものでございますので、そのところはご理解をいただきたいと思います。

○山本委員長　ほかに質疑ありますか。

金行委員。

○金行委員　大枠2点お聞きします。

成果に関する説明書の117ページ、有害鳥獣の件ですが、イノシシ、シカ、我が市にとっても非常に邪魔になるというたら、愛護をされる方々に非常におしかりを受けるかもしれませんが、これは18年度、イノシシ752頭、シカ1,329頭と実績が載っておりますが、これは何頭以上とってはいいん、何頭までいいということがあるんでしょうか。

あの1点と、もう1点、柵の分で補助金も年々多額のお金を使っていますけど、この柵だと、我が地域には来んが、よその地域は行くということで、ほかに方法はないものでしょうか。それを抱え込むとか、そういうものがあれば、まず、その2点をお聞きします。

○山本委員長 答弁を求めます。

三上農林水産担当課長。

○三上農政課担当課長 金行議員さんのご質問の関係でございます。

捕獲頭数につきましては、イノシシ752、シカ1,329とあります。何ぼとってもよいということにはなりにくいですが、前年度の末、3月の下旬ごろですが、有害鳥獣対策協議会の中で、捕獲頭数の計画を決めてまいります。18年度の計画頭数では、イノシシが1,060、シカが1,340までということで、各旧町単位での捕獲班からの計画を持ち込んでいただきまして、それを足したものがそういった数字でございまして、それぞれのところで上がってきてものがこういった状況で、捕獲をしていただいておりますが、特に毎年、シカがだんだん北部へ上がってきていまして、だんだんふえております。そういった状況でございますので、まだ頑張ってください、とっていただくことは可能ではございます。それなんですけど、よく捕獲班の方からも言われますが、わしらも毎年1つつ年をとるんでのうという話はございますので、いろいろ捕獲班の方へのご協力とか、もう地域の方でできることの範囲ですが、それでもわなをかけるとか云々とかになりませんけれども、通報を事前にさせていただくなど協力をさせていただければと考えております。

○金行委員 柵については・・・。

○山本委員長 大野農政課長。

○大野農政課長 134ページの農地保全対策事業の中の、有害鳥獣被害から農作物を守るために防護柵の設置補助を行いました。今まで2戸以上の共同設置も対象としていましたが、それはやはり効果が薄いということで、集落での取り組みを進めてきたところです。集落での取り組みの場合は、2分の1の補助、上限が100万ということで、効果も上がりますし、補助割合も高いということで、より効果が上がる方法として、集落で話し合っていていただいて、地域づくりも含めて、農地の保全も図るという意味から、集落で取り組んでいただいて、この話し合いをすることが非常に重要でございまして、それを推進をしてきているところです。

○山本委員長 金行委員。

○金行委員 それでいいんですが、私が言ったのは、地域もその話ししてええこと、2戸が地域になっていると。その次の段階で、地域で今度は柵をつ

くって、よその地域に行かない方法があるのかなのか聞いたところ、考えられていて、また何かの機会に、アイデアとかよその地域そういうことがあってね、柵を出してやってるとか、そこへ追い込んで、そこで逆に飼うとかいうことを、ああいう勉強をしましょうということで、まあよろしゅうございます。

それでもう1点、130ページの技術者指導設置事業費ですが、これは18年度の目玉として新しいスタートでやられまして、成果の報告で、新年度においてもこれを引き続きやるとか、実践講座新たなメニューを加え、新規就農者の確保を図ると締めておられます。この考えは、もう少し、今後の考えからこの成果はすぐ出ないものですが、これは、言葉、素人じゃないので、ある程度の前向きにやろう、農業をやろう、そういう勉強しようということでやっておられるんですよね。そこらをちょっとご説明をお願いします。

○山本委員長 答弁を求めます。

大野農政課長。

○大野農政課長 農業技術指導員の設置事業でございます。131ページに成果と課題でも載せていますように、幸いに、若い独身の方がこの就農塾へ入っていただきまして、19年は新たにトマトを作付をされて、先般農業新聞にも載ったところですよ。若い方が新規に農業に携わっていただくということで、就農塾の卒業生ではありませんが、今年度もまだステップ講座に入っていておりますが、市としては何人かプロの農業者に出たいということで、この就農塾を始めたところでございます。その中では、とりわけ県のOBであります農業技術指導員の指導力に頼っているところがございます。新規に農業新聞にも取り上げられる就農者が出てきた、卒業生ではありませんが、塾生の中からそういった方が出てきていただいたということは、大きな成果であると思っております。

○山本委員長 金行委員。

○金行委員 今、大野課長が答弁なさったように、やっぱりこれですよ。こういう施策であっても、こういう結果、こういうふう到我々や市がむかうということで、非常にいいことでございますので、答弁は要りませんが、引き続き地に足をおろし、このことを続けてやってもらうように要望しまして、終わります。

○山本委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

質疑がないようでありますので、質疑を終了いたします。これをもって質疑を終了いたします。

以上で本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、10月9日午前10時に再開いたします。

ご苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後2時25分 散会